

農地利用効率化等支援交付金 (被災農業者支援タイプ)

令和6年能登半島地震により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕等を支援します。

Point

- 1 農業用施設・機械の復旧を行い、営農を再開する農業者の方への支援です。
- 2 農産物の生産・加工に必要な施設（農業用ハウス、果樹棚、畜舎、加工施設等）の再建・修繕・補強や、農業用・加工用機械の再取得・修繕に係る費用について助成します。
- 3 被災した農産物の生産・加工に必要な施設や、農業用ハウス等に流入した土砂の撤去費用についても助成します。
- 4 被害を受けた日以降の取組（着工）（※）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。

（※）① 施設の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書き物や写真
② 作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類の保存をお願いします。

お問い合わせ先

本事業による支援は市町村を通じて行われます。

本事業の詳細や地方公共団体の追加支援などは、被災した施設が所在する市町村・県又は居住する市町村・県の農政担当部局や農林水産省へお問い合わせ下さい。

[農林水産省]

経営局経営政策課担い手総合対策室

03-6744-2148（直通）

施設等の再建・修繕・補強について

1 助成の対象となる事業内容

(1) 農業用ハウス等（園芸施設共済の加入対象）の再建・修繕

（必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合を含む）

（例）：農業用ハウス、加温用ボイラー、水耕栽培用ベンチなど

(2) 農業用機械・畜舎等（園芸施設共済の加入対象以外）の再取得・再建・修繕

（例）：トラクター、田植機、コンバイン、穀物乾燥機、畜舎、堆肥製造施設、加工施設、農業用施設（農機具格納庫や農業用資材庫）、搾乳機、農業専用トラック など

(3) 複数の被災農業者が共同で利用する農業用機械等の取得

（原形復旧を超える農業用機械等の取得も可能）

※（1）～（3）に関する留意事項

- ① 以下のものは対象となりません。
 - ・ 農業生産・加工に必要な施設以外の施設（販売に関する施設等）
 - ・ 附帯・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）
 - ・ 消耗品（トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）
- ② 施設の規模拡大等を行うことも可能ですが、原形復旧を超える部分は自己負担となります。ただし、（3）の場合は、原形復旧を超えて支援可能です。
- ③ 被災地での再建が困難な場合には、場所を移動して再建することも可能です。
- ④ 賃借している農業用ハウスや機械等の再建・再取得・修繕も支援します。
- ⑤ 農業専用トラックの修繕・再取得については、被災時に新車登録から14年以内の車両であって、一定の要件に該当し、被災前及び復旧後に農業専用に使用するものが対象となります。なお、被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認める者が対象となります。

(4) 被災した農業用ハウス、畜舎等の再建・修繕を契機とする、当該ハウス等の補強

(助成対象者は、目標地図に位置付けられた者等に限りませす。)

(例)：ハウスのアーチ部分へのタイバー・アーチ構造の骨材の組み入れ、パイプ・支柱等の追加など再建するに当たり、補強材を組み込んだハウス等に立て直す場合も対象

※ (4) に関する留意事項

- ① 以下のものは対象となりませす。
 - ・ 事業費が50万円未満のもの
 - ・ 消耗品
- ② 気象災害等に対応するための補強以外は、対象外になります (床面のコンクリート化など)。
- ③ 施設の規模拡大部分への補強については、自己負担となります。
- ④ 必要な資材を導入して自ら補強する場合も支援します。
- ⑤ 自力施工の場合は、持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援対策)でも資材の購入費を支援します。

2 助成を受けるための主な要件

地方公共団体による予算の上乗せ措置 (地方公共団体単独事業を含む。) 又は **金融機関からの融資**を受けていることが必要です。

3 助成率

農業者への支援額は、以下の国の支援の額と、地方公共団体の追加支援の額を合わせた額になります。

1 (1) の場合：**園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて最大1/2**
園芸施設共済未加入の場合は、共済加入者への補助率が上限
(1/10~最大3/10)

1 (2)、(3) の場合：**1/2 (*1) 以内**

1 (4) の場合：**3/10 (*2) 以内**

* 1 (2) の場合、被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認める者を対象に、助成率を3/10から1/2以内に上げます。

(3) の場合、助成金の上限額は、被災農業者の個々の農業用機械等の原形復旧に係る国費相当額の合計の範囲内です。

* 2 被災農業者ごとの助成金の上限額は300万円です。

注 実際に支払われる助成金額は、各地方公共団体の助成金額や園芸施設共済の加入状況等により異なります。

再建・修繕等した農業用ハウス等について、園芸施設共済等の保険への加入が必要です。

施設等の撤去について

1 助成の対象となる事業内容

- (1) 被災した施設（農産物の生産・加工に必要なもの）の解体、運搬、処理等
- (2) 農業用ハウス等に流入した土砂の運搬・処理等
- (3) 農業用ハウス等に流入した土砂混じりがれきの運搬・処理等

※撤去に関する留意事項

- 撤去については、被災した農業用ハウス等が生活環境保全の観点から支障が認められ、市町村が処分を実施する場合、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合があります。まずは市町村にご相談ください。
- 土砂の撤去については、農地災害復旧事業の対象とならない場合（5 cm未満の堆積）に助成します。

2 助成を受けるための主な要件

- (1)、(3)の場合：国の助成金の額以上を地方公共団体が助成していることが必要です。
- (2)の場合：地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）又は金融機関からの融資を受けていることが必要です。

3 助成率

農業者への支援額は、以下の国の支援の額と、地方公共団体の追加支援の額を合わせた額になります。

- (1)、(3)の場合：以下のうちいずれか低い金額
 - ・助成単価に施設の面積を乗じた金額
 - ・撤去を行うために実際に支出する（した）費用×3/10
- (2)の場合：3/10以内

注 実際に支払われる助成金額は、各地方公共団体の助成金額や園芸施設共済の加入状況等により異なります。

再建・修繕等した農業用ハウス等について、園芸施設共済等の保険への加入が必要です。